

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業埼玉北部地区（基幹水利施設管理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年五月二日から

平成二十八年六月二日まで

二 縦覧場所

本庄市役所

深谷市役所

美里町役場

神川町役場

上里町役場